

物理学会・領域2運営規則

2007年3月20日 運営会議改正

物理学会・領域2における学術的活動を活発化させ、合理的かつ自律的な意見集約が行えるよう、領域の運営について下記のような体制を整備する。

1. 役員会： 領域2代表は、領域代表、領域副代表、領域前代表および9人の役員(世話人)によって構成される領域2役員会を置き、議長を務める。
2. 実務担当： 領域代表は、以下の実務を担当するものを役員会構成員の中から選任する。大会担当はプログラム委員長として、プログラム委員会を設置する他、表彰、会計・予算、広報(ホームページ・書記)、編集、学会連携、講演企画を必要に応じて置く。
3. アドバイザリーボード(AB)： 領域代表は、他分野・他学会を含む幅広い有識者で構成されるアドバイザリーボード(AB)を置き、幅広く意見を求める。以下のメンバーで構成する。(1) 領域代表(議長)(2) 関連学会からの代表(プラズマ・核融合学会, 天文学会, 地球惑星学会, 応用物理学会, 電気学会, 原子力学会, など)を領域代表が選任し運営会議で承認をえる。(3) 領域代表が必要と認めるもの
4. 運営会議： 領域代表は、領域2役員会において領域運営の基本方針を立案する。領域の運営に係る重要事項は、運営会議(年会および分科会の期間中にインフォーマルミーティングとして開催する)において審議し、その結果を尊重して領域代表が決定する。
5. 領域副代表、役員(世話人)： 役員会は AB の協力を得て、領域副代表および役員(世話人)の候補者を選出する。運営会議は、役員会の推薦を参考として、投票によって領域副代表を決定するとともに、役員(世話人)を承認する。領域副代表は、次期領域代表に就任するものとする。
6. 任期： 領域代表の任期は1年とする。領域副代表の任期は1年とする。役員会構成員の任期は3年とする。AB は任期1年で、運営会議で承認を受けた関連学会からの代表は再任可とする。